

「電動式衝撃締め付け工具」事件（特許権侵害差止等請求控訴事件）	
事件の表示	令和5年（ネ）第10063号 判決日：令和6年5月15日 担当部：知的財産高等裁判所第2部
判決	原判決の取り消し
参照条文	第104条の3、第29条2項
キーワード	無効の抗弁、進歩性、動機付け、課題

## 1. 事案の概要

本件は、「電動式衝撃締め付け工具」の特許権を有する原告（特許権者：ヨコタ工業(株)）が、特許権侵害に基づく差止及び損害賠償の請求を求めた事案。被告は、進歩性欠如を無効の抗弁として主張するとともに、無効審判を請求し、請求項1の訂正請求も行った。

原審（大阪地裁）では、主引例文献と副引例文献とを組み合わせる動機付けは無いと判断されて、進歩性ありと判断された。一方、控訴審（知財高裁）では、動機付けがあると認められ、進歩性なしと判断された。

## 2. 本件発明の内容

<請求項1>

A 電動モータ（M）の出力部の回転を衝撃発生部（P）に伝達し、前記衝撃発生部（P）において発生する衝撃力によりメインシャフト（107）に強力なトルクを発生させる電動式衝撃締め付け工具（R）において、

B 電動モータ（M）は、

B1 磁極部（30）を持つステータ（3）と、

B2 前記ステータ（3）の外周側に隙間を設けて貼設された磁石（5）と、

B3 前記磁石（5）を内周面に保持する筒缶部（60）を有するロータ（6）とを備える

B4 アウタロータ型電動モータであることを特徴とする

C 電動式衝撃締め付け工具。

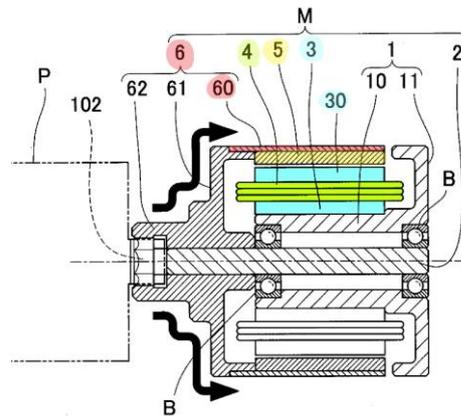
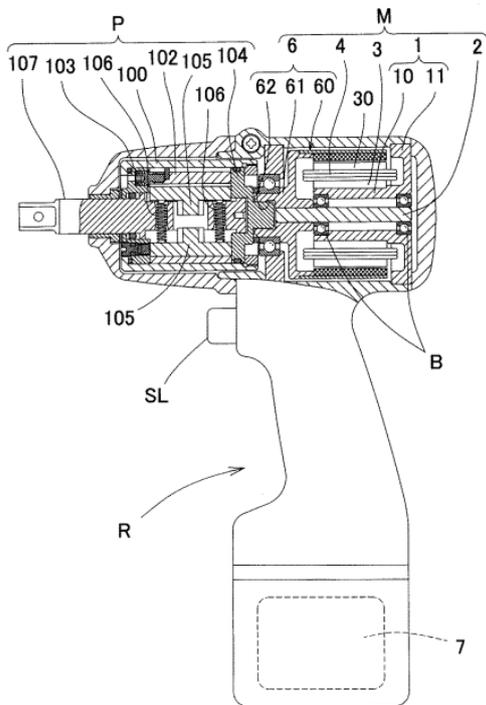
<請求項1の訂正請求の内容>

「電動モータの出力部の回転を衝撃発生部に伝達」を

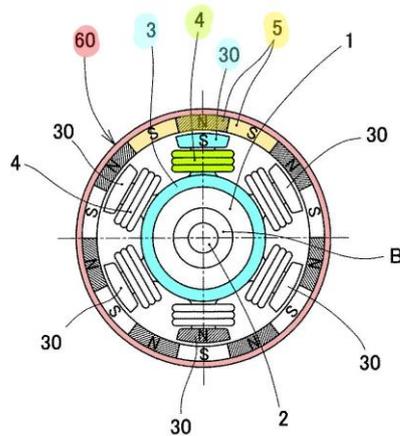
「電動モータの出力部の回転を、作動油によりトルクを発生する油圧パルス発生部である衝撃発生部に伝達」に訂正。

【図1】

【図2】



【図 3】



- 3 : ステータ
- 30 : 磁極部
- 4 : コイル
- 5 : 磁石
- 6 : ロータ
- 60 : 筒缶部
- 7 : バッテリ
- 107 : メインシャフト

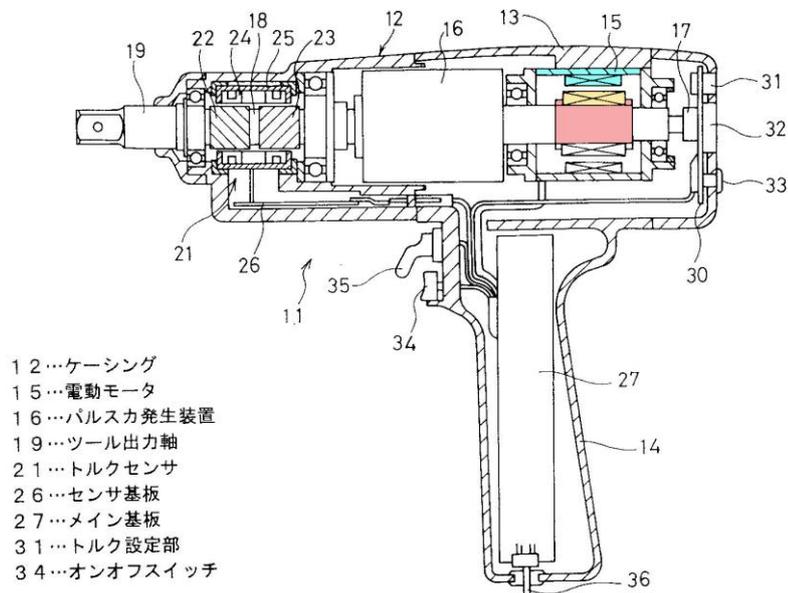
### 3. 引用文献の概要

知財高裁の判決では、請求項 1 および訂正後の請求項 1 は、乙 15 発明、乙 6 発明 A 及び本件周知技術に基づいて、進歩性なしと判断。

<乙 15 発明>

- a 電動モータ 15 の出力軸の連続的な回転を油圧式のベーン方式のパルス力発生装置 16 に供給し、パルス力発生装置 16 が増幅されたインパルス状のトルクを発生し、パルス力発生装置 16 の出力と同軸に接続されたツール出力軸 19 にねじ締付用のトルクを発生させる電動モータ付きトルク制御式パルスツールにおいて、
- b 電動モータは、
  - b1 中空円筒状のステータと、
  - b2 ステータ又はロータの一方に固定された永久磁石であって、ステータ又はロータの他方との間に隙間を開けて固定された永久磁石と、
  - b3 円柱状のロータとを備える
  - b4 インナロータ型の DC モータであることを特徴とする

c 電動モータ付きトルク制御式パルスツール



< 本件発明と乙15発明との相違点 >

・相違点A (原審では相違点3-1)

電動モータに関し、本件発明は、磁極部を持つステータと磁石を内周面に保持する筒状部を有するロータとを備えるアウトロータ型であるのに対し、乙15発明は、インナロータ型であってアウトロータ型でない点

・相違点B (原審では相違点3-2)

磁石の保持の態様に関し、本件発明は、磁石が「前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設され」ているのに対し、乙15発明は、磁石を保持する態様が明示されていない点

< 乙6発明A (地裁では「乙6-2発明」) >

それぞれの歯にコイルを配置するステータと、前記ステータの外周側に隙間を設けて配置された焼結希土類磁石と、前記焼結希土類磁石を内周面に保持する筒状のロータとを備え、パワーハンドツールに応用されるアウトロータ型電動モータ

4. 原審 (大阪地裁) の判断 (以下、下線と太字は筆者による)

「第3 争点についての当事者の主張

(4) 争点2-4 (乙15発明に基づく進歩性欠如の有無) について

【被告の主張】

..... (略) .....

(ア) 相違点 3-1 について

a 副引用例

乙 6-2 発明は、本件発明の構成要件 B~B 4 の全てを備えたアウトロータ型の電動モータであって、高いトルクが求められる電動手工具に用いられる(前記(3)【被告の主張】ア(i))。乙 1 5 発明に乙 6-2 発明を適用することにより、相違点 3-1 は解消する。

b 動機付け

締め付け工具では、トルクが重要であり、乙 1 5 公報でも、ねじが所定のトルクで締め付けられること、トルクの設定及び制御が必要であることが記載されている。締め付け工具において、締め付けのためのトルクの上限が大きいくほど、当該締め付け工具をより大きなサイズのボルトに適用できる点で有利である。締め付け工具のトルクを増大させるためには、モータの出力するトルクを大きくするという方法と、減速機(ギア)を用いる方法とがある。

本件優先日当時、パルスツール用の圧空モータにおいて、低速で高いトルクが求められていることは技術常識であり、乙 1 5 公報にも、電動モータに関し発生トルクの大きい DC モータを使用することが多い旨が記載されていることから、低速で高いトルクを実現する乙 6-2 発明の BLDC モータを、乙 1 5 発明に適用する動機がある。

これに対し、ギアを用いる方法は、乙 1 5 文献においてトルクを増幅させる方法として付加的に記載されているにすぎない上、電動モータを維持しつつパルスツールに新たな要素を追加するとパルスツールの重量及びサイズが増大し、トルクを断続的に発生させる場合にギアボックスの摩耗が進むという問題点を有する。

したがって、当業者であれば、乙 1 5 発明においてより高いトルクを実現するために電動モータのトルクを大きくしたはずであり、高トルクという機能及び作用を有する乙 6-2 発明は、この目的に合致する。

さらに、乙 1 5 発明の電動モータ 1 5 と乙 6-2 発明の BLDC モータとは、DC モータという点で合致し、軸回転を出力するという機能及び作用の点で共通する。両者は、中空円筒状の外側部材と円柱状の内側部材とを備え、一方が他方に対して回転するという点でも共通する。

以上のおり、締め付け工具の技術常識及び乙 1 5 発明の示唆に照らし、当業者であれば、トルクの適用範囲を広げるため、モータのトルクを大きくしたはずであり、高トルクのモータに関する発明である乙 6-2 発明を適用する動機付けがある。

(イ) 相違点 3-2 について

乙 1 5 発明の DC モータのロータ又はステータは、磁石を保持している。ロータ又はステータに磁石を保持するためにはそのための手段が必要であり、接着剤

を使用して磁石を貼設する方法は周知技術ないし技術常識であった。

【原告の主張】

．．．．(略)．．．

第4 当裁判所の判断

(4) 争点2-4 (乙15発明に基づく進歩性欠如の有無) について

被告は、本件発明は、乙15発明に、乙6-2発明を適用することにより、容易に発明をすることができた旨主張するので、以下、検討する。

ア 乙15発明の構成

．．．(略)．．．

イ 相違点

乙15発明の電動モータがインナロータ型であり、アウトロータ型電動モータを採用する本件発明と対比して構成要件B1～B4を備えていない点で相違すること(以下「相違点③」という。)については、当事者間に争いが無い(ただし、被告主張のように相違点3-1と3-2とに分割することの是非には争いがある。)

ウ 容易想到性

被告は、相違点③のうち、相違点3-1(本件発明では、電動モータが磁極部を持つステータと磁石を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備えるアウトロータ型であるのに対し、乙15発明は、電動モータがインナロータ型である点)について、締め付け工具ではトルクが重要であり、乙15公報にも電動モータに関して発生トルクの大きいDCモータを使用することが多い旨が記載され、当事者であれば乙15発明においてより高いトルクを実現するために電動モータのトルクを大きくしたはずであり、この目的に合致する乙6-2発明を適用して相違点③に係る構成に至ることが容易であった等と主張する。

しかし、乙15発明は、従来のパルス力を発生させるねじ締め用ツールにおいて、ねじを所定のトルクで締め付けられるようにトルクを一定値に設定しかつ制御する場合、コントローラが必要となるが、トルク検出手段が含まれるツール本体とコントローラが別置となることで、ノイズに弱いこと、トルクの制御精度の悪さ、作業効率の悪さ等の課題があることに対し、簡単な構成で所要の締め付けトルクの制御を行えるようにすることを目的とし、本体ツールのケーシングに、電動モータ及びパルス力発生手段のほか、出力軸に伝達されるトルクを検知するトルク検知手段と、当該トルク検知手段の出力に基づいて電動モータを制御する制御手段とを収容した自己完結型のトルク制御パルスツールの発明である(乙15【0002】～【0008】)。

このように、乙15発明は、トルクを制御するためのコントローラをケーシング内に収容し、自己完結型のトルク制御パルスツールを課題とする発明であり、

モータ自体に課題を有する発明ではない。

また、乙15公報には、乙15発明が採用するモータに関して、電動モータには発生トルクの大きいDCモータを使用することが多い旨が記載されているが、一方で、小容量のモータを使用可能とし、それによりツールを小型化することが可能であることも記載されており（乙15【0013】）、乙15発明において、高トルク化や、そのために発生トルクの大きいモータを採用することが示唆されているとはいえない。

これに対し、乙6-2発明は、高トルク用途を目的・課題としたアウトロータ型電動モータに関する発明であり、電動手工具への応用は示唆されているものの、その下位概念である衝撃発生部を備えた電動式衝撃締め付け工具へ適用することまでは示唆されていない。

以上のとおり、高トルク化やモータに関する課題が示唆されていない乙15発明に接した当業者において、モータの構造をインナロータ型からアウトロータ型に置換することについての動機付けがあるとはいえない。

したがって、被告主張の相違点を前提としても、乙15発明に乙6-2発明を適用する動機付けがあったとはいえず、当業者において、相違点③に係る構成に至ることが容易であったとは認められない。

エ 以上より、被告の乙15発明に基づく進歩性欠如の主張は理由がない。」

## 5. 知財高裁の判断（以下、下線と太字は筆者による）

「3 本件特許の無効理由の存否（乙15発明を主引用発明とする本件発明の進歩性欠如（争点2-4））及び本件訂正による無効理由の解消の成否について

・・・(略)・・・

### (3) 本件発明等と乙15発明との相違点の認定

ア 本件発明の構成（補正して引用した原判決第2の1(2)ア及びイ）又は本件訂正発明の構成（補正して引用した原判決第2の1(3)ア及びイ）と乙15発明の構成（前記(2)）とを対比し、弁論の全趣旨も考慮すると、本件発明等と乙15発明の間には、次の相違点A及び相違点Bが存在するものと認めるのが相当である。

（相違点A）

電動モータに関し、本件発明等は、磁極部を持つステータと磁石を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備えるアウトロータ型であるのに対し、乙15発明は、インナロータ型であってアウトロータ型でない点

（相違点B）

磁石の保持の態様に関し、本件発明等は、磁石が「前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設され」ているのに対し、乙15発明は、磁石を保持する態様が明示され

ていない点

イ 前記アの認定に関し、原告は、「本件発明等と乙1.5発明との相違点に係る本件発明等の構成は、構成要件B.1からB.4までに係るものであり、これらは、技術的思想としてひとまとまりのものであるから、当該相違点の認定に当たり、相違点A（構成要件B.1、B.3及びB.4）と相違点B（構成要件B.2）とに分けて認定するのは相当でない」と主張する。

しかしながら、本件発明等や乙1.5発明のように電動式衝撃締め付け工具を構成する部材や機械を発明特定事項（本件発明等については構成要件B.1からB.4まで）とする特許発明が備える各部材や機械それ自体は個別に分析することが可能なものであって、各部材や機械ごとに本件発明等と乙1.5発明との相違点を分析的に認定し、当該各相違点に係る本件発明等の構成の容易想到性について個別の検討をしたからといって、本件発明等がひとまとまりの技術的思想として構成要件B.1からB.4までを備えたものであることを否定するものではない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

#### (4) 相違点Aに係る本件発明等の構成の容易想到性

##### ア 公知発明の認定

##### (ア) 乙6文献の記載

乙6文献（なお、乙1.4.2は、乙6文献の追加訳文である。）には、次の記載がある。

##### a 表題

「電動手工具（パワーハンドツール）への応用のための高トルク機械」

##### b 序論

「電動手工具（パワーハンドツール）への応用には、概して適度な速度で高い出力のトルクが必要である。製品は、軽量、小型、かつ、人間工学的なデザインでなければならない。必要なトルクを達成するために、強制空冷式直流モータ又はユニバーサルモータをステップダウンギアボックスと共に用いるのが通常である。

上述のシステムは、頑丈で費用対効果が高いが、主要な3つの問題がある。

1. 音響騒音のレベルが比較的高い。換気ファンとギアボックスによって生まれた雑音が組み合わされるためである。これは、音響騒音規制法令の規制レベル及び人々の騒音に対する許容度が低下するにつれ、消費者にも製造業者にも重要な問題になってきている。

2. ギアボックスにより生じる人間工学的なレイアウトにおける制限。限られた空間での操作や隅まで届くことが必要になる電動工具では、これは、特に繊細な事項である。

3. 効率が低い。モータは、電気装荷が高いので、銅損失が高い。さらに、ギアボックスからの損失によりシステム効率が低くなる。

この論文は、トルク密度が非常に高い電気機械を製造することによって、良好なシステムの製造を目指した研究に関して報告するものである。…2つの機械が作られた。その1つは、従来の積層構造を用いた径方向界磁型機である。」

c ……(略) ……

d ……(略) ……

e 結論

「高トルクの用途のために、2つの根本的に異なる種類の機械を設計・製作して試験を行った。いずれの機械も、強制冷却なしで著しく高い比出力を発生する。…いずれの機械も、課されていた意欲的 (ambitious) な仕様を満たすことはできないが、磁気設計がより洗練されれば、クローポール型機は、この仕様を満たすことができると予想される。」

#### (イ) 乙6文献記載の発明の認定等

a ……(略) ……

b 本件発明等と乙6発明Aとを比較すると、乙6発明Aは、相違点Aに係る本件発明等の構成（磁極部を持つステータと磁石を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備えるアウトロータ型であること）を全て備えるものと認められる。以下、本件優先日当時の当業者において、乙15発明に乙6発明Aを適用し（以下、この適用を「本件適用1」ということがある。）、相違点Aに係る本件発明等の構成に容易に想到し得たか否かについて検討する。……………(略)……………

#### イ 本件適用1に係る動機付けの有無

##### (ア) 技術分野

前記(1)及び(2)によると、乙15発明は、回転駆動源に電動モータを使用したトルク制御式パルスツール（ねじ締めツール等）の技術分野に属するものと認められ、前記アによると、乙6発明Aは、パワーハンドツール（電動手工具）に応用される電動モータの技術分野に属するものと認められる。

そして、回転駆動源に電動モータを使用したトルク制御式パルスツール（ねじ締めツール等）は、その内容に照らし、パワーハンドツール（電動手工具）の一種であると認められるから（乙15公報の【図1】等参照）、乙15発明（電動モータに係る部分）と乙6発明Aは、いずれもパワーハンドツール（電動手工具）に使用可能な電動モータに関する技術として、その属する技術分野を共通にするものと認めるのが相当である。

原告は、トルク制御式パルスツール（乙15発明）と電動モータ（乙6文献記載の発明）とはその属する技術分野を異にする旨主張するが、前記説示したところに照らすと、原告の主張を採用することはできない。

(イ) 乙15発明が有する課題

a 刊行物の記載

以下の各刊行物には、次の各記載がある。

(a) 乙33（電動式締め付け工具（パルスツールを含む。）に係る被告作成の商品カタログ（2004年））（※筆者注記：乙33は原審でも提出）

i 「トルクの推奨 トルクは、必要な型締力を確実にするために重要である。」

ii 「ErgoPulseの範囲は、2～450Nmのトルクをカバーする。これは、M4からM20までのねじを締めることができることを意味する。」

(b) 乙119（「電設資材」32巻4号（平成15年）の29～36頁に掲載された「最近の電動工具の動向」（服部憲靖著））（※筆者注記：乙119は原判決には記載なし）

「…コンプレッサーを使用して締め付け作業の多い工場でのコードレスツール（バッテリー電動工具）の需要が高まってきている。…しかし、バッテリー工具では空気工具の持つ精度の出る締め付けトルクに追いつけない弱点もあると聞いている。」

(c) 乙120（「応用機械工学」34巻11号（平成5年）の30～31頁に掲載された「独自の機能を製品化したドイツ製電動工具」）（※筆者注記：乙120は原判決には記載なし）

「ねじ締め用工具 手工具（レンチ）では、締めることができない（締められない）ねじを締付けるために電動工具（インパクト・レンチ）が組立工程で使用される。ファイン社の機械組立用として使用されるスクリュ・ドライバは、M5～M10までのねじを締め付ける場合に用いられる。M5の小ねじやナット用のASsd e 6 3 0（締め付けトルクが6～65kg・cm/150W）、M6の小ねじやナット用のASse 6 3 6（最大締付トルク：120kg・cm/230W）、M8ねじ用のDSse 6 4 2（最大締付トルク：300kg・cm/600W）、M10ねじ用のASs 6 4 8-1（最大締付トルク：500kg・cm/400W）などの4種類がある。」

(d) 乙6文献に「電動手工具（パワーハンドツール）への応用には、概して適度な速度で高い出力のトルクが必要である。」との記載があることは、前記ア) b)のとおりである。

(e) 乙15公報に「【0013】電動モータ15には発生トルクの大きいDCモータを使用することが多いが、高速のACサーボモータまたはDCサーボモータを使用することができる。また、小容量のモータを使用可能とするとともに、それによってツールを小形化可能とするために、トルクを増幅するための減速機構を設置することもできる。」との記載があることは、前記(1)のと

おりである。

- b 前記 a の各記載及び弁論の全趣旨によると、電動式衝撃締め付け工具によりねじの締め付けを行うためには、ねじの外径（なお、前記 a の各記載中にある「M」の後の数字は、ねじの外径（mm）を表す。）に相応した大きさの出力トルクを要するところ、本件優先日当時、電動式の衝撃締め付け工具が出力するトルクは、空気式のそれが出力するトルクよりも小さいものであったと認められる。もつとも、証拠（乙 3 1）及び弁論の全趣旨によると、一定の外径を有するねじの締め付けのためには、当該外径にふさわしい出力トルクの範囲が存在するものと認められるが、小さい外径のねじに対しては、電動モータから出力されるトルクを調整することにより対応することが可能である一方、電動モータから出力可能なトルクを超えるトルクを要する外径の大きなねじについては、工具から出力されるトルクを増幅するための機構（ギヤボックス等）を必要とするから、本件優先日当時、電動式衝撃締め付け工具においては、電動モータの出力トルク自体を大きくすることが一般的に要請されていたものと認めるのが相当である。

また、パワーハンドツール（電動手工具）においては、その性質上、小型化及び軽量化が求められているものと認められるところ（前記ア(ア) b 等）、弁論の全趣旨によると、同一磁力で駆動する二つのモータを比較した場合に出力トルクがより大きい電動モータは、同一のトルクを出力する場合には、より小型・軽量化を図ることができると認められるから（なお、補正して引用する本件明細書の段落【0026】、【0027】等参照）、工具の小型化及び軽量化を図るとの観点からも、パワーハンドツール（電動手工具）である電動式衝撃締め付け工具においては、電動モータの出力トルクを大きくすることが一般的に要請されていたものと認められる。

以上によると、パワーハンドツール（電動手工具）である電動式衝撃締め付け工具に該当する乙 1 5 発明（乙 1 5 公報の【図 1】等参照）は、本件優先日当時、電動モータの出力トルクを大きくするとの課題（以下「本件課題」という。）を有していたものと認めるのが相当である。

#### (ウ) 本件課題の解決手段

##### a 刊行物の記載

以下の各刊行物には、次の各記載がある。

- (a) 乙 2 1（「シャープ技報」82号（平成14年）の34～39頁に掲載された「モータの最新技術動向」（池防泰裕著）

「インナーロータ型の課題は、アウターロータ型と比較し同一外形ではロータの大径化が困難であり、その結果、大トルクを要するときに高い駆動電流を

必要とする点である。」

・・・(略)・・・

- b 前記 a の各記載及び弁論の全趣旨によると、乙 1 5 発明が備えるインナロータ型の電動モータをアウトロータ型のものに置き換えることにより、電動モータの出力トルクを大きくするとの本件課題を解決することができるといえるから、アウトロータ型の電動モータである乙 6 発明 A は、乙 1 5 発明が有する本件課題の解決手段であると認めるのが相当である。

(エ) 乙 6 文献における示唆

乙 6 文献には、「電動手工具（パワーハンドツール）への応用のための高トルク機械」及び「電気手工具（パワーハンドツール）への応用には、概して適度な速度で高い出力のトルクが必要である」との記載があるところ（前記ア(ア) a 及び b）、これらの記載は、乙 6 発明 A の電気手工具（パワーハンドツール）への適用を明示するものである。

そして、乙 1 5 発明も、電気手工具（パワーハンドツール）の一種であると認められる以上（乙 1 5 公報の【図 1】等参照）、乙 6 発明 A の乙 1 5 発明への適用は、乙 6 文献において、少なくとも示唆されているといえる。

(オ) 本件適用 1 に係る動機付けの有無についての小括

以上のおりであるから、本件優先日当時の当業者において、乙 1 5 発明に乙 6 発明 A を適用する動機付けがあったものと認めるのが相当である。

ウ 本件適用 1 に係る阻害要因の有無

・・・(略)・・・

エ 相違点 A に係る本件発明等の構成の容易想到性についての小括

以上のおりであるから、本件優先日当時の当業者は、乙 1 5 発明に乙 6 発明 A を適用することにより、相違点 A に係る本件発明等の構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

(5) 相違点 B に係る本件発明等の構成の容易想到性

ア 周知技術の認定

(ア) 刊行物の記載

・・・(略)・・・

(イ) 乙 2 7 から 2 9 までに記載の技術の認定

前記(ア)の乙 2 7 から 2 9 までの各記載及び弁論の全趣旨によると、電動モータにおいて、接着剤を用いて磁石をロータに隙間を設けて貼設するとの技術は、本件優先日当時の周知技術（以下「本件周知技術」という。）であったものと認める

のが相当である。

そして、本件発明等と本件周知技術とを比較すると、本件周知技術は、相違点Bに係る本件発明等の構成（磁石の保持の態様に関し、磁石が前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設されているとする構成。ただし、このうち磁石を「ステータの外周側」に保持するとの構成部分を除く。以下、この(イ)及び後記イにおいて同じ。当該構成部分は、乙6発明Aが備える構成であり、乙15発明に乙6発明Aを適用することにより、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものである。）を備えるものと認められるから、以下、本件優先日当時の当業者において、乙15発明に本件周知技術を適用し（以下、この適用を「本件適用2」ということがある。）、相違点Bに係る本件発明等の構成に容易に想到し得たか否かについて検討する。

#### イ 本件適用2に係る動機付けと阻害要因の有無

前記(4)イ(ア)のとおり、乙15発明は、回転駆動源に電動モータを使用したトルク制御式パルスツール（ねじ締めツール等）の技術分野に属するものである。また、前記アによると、本件周知技術は、電動モータに使用される磁石の固定方法に関するものであるから、電動モータの技術分野に属するものである。そして、相違点Bに係る本件発明等の構成の内容は、磁石がステータに隙間を設けて貼設されていることであるから、本件適用2との関係では、乙15発明（電動モータに係る部分）と本件周知技術は、その属する技術分野を共通にするものである。さらに、乙15発明（乙6発明Aを適用したもの）に接した本件優先日当時の当業者は、磁石をどのようにして筒状のロータの内周面に保持するかという課題に直面することになるところ、接着剤を用いて磁石をロータに隙間を設けて貼設する技術である本件周知技術は、当該課題を解決することのできる手段（技術）となる。したがって、本件優先日当時の当業者において、乙15発明（乙6発明Aを適用したもの）に本件周知技術を適用する動機付けがあったものと認めるのが相当である。

本件適用2をするに当たり、阻害要因があることを認めるに足りる証拠はない。

#### ウ 相違点Bに係る本件発明等の構成の容易想到性についての小括

(ア) 以上のとおりであるから、本件優先日当時の当業者は、乙15発明に乙6発明A及び本件周知技術を適用することにより、相違点Bに係る本件発明等の構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

・・・(略)・・・

#### (6) 本件発明等の進歩性についての結論

以上のとおりであるから、本件発明等は、乙15発明、乙6発明A及び本件周知技術に基づいて、本件優先日当時の当業者が容易に発明をすることができたものであり、進歩性を欠くものである。

## (7) まとめ

以上によれば、本件特許に無効理由（乙15発明を主引用発明とする本件発明の進歩性欠如）がある旨をいう被告の抗弁（争点2-4）は理由があり、当該抗弁に対する訂正の再抗弁は、本件訂正発明が進歩性を欠く以上、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」

## 6. コメント

審査では、引用文献に記載されていない一般的な課題を理由に引用文献の組み合わせが指摘されることは少なくないため、地裁の判断は意外に感じた。

知財高裁では、乙15発明に乙6発明を組み合わせる動機となる課題の認定には複数の文献が用いられているが、その中には乙15文献と乙6文献自体も含まれている。そのため、知財高裁は乙15文献と乙6文献だけでも同じ結論を導き出した可能性はあるものの、本事例から、組み合わせる文献以外の文献を用いて課題を主張するのが有効であると考えられる。

以上